

丹波市空き家等対策計画の改定について（案）

平成 28 年 3 月に策定した「丹波市空き家等対策計画」は、平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間を計画期間としており、計画の中間点である計画策定から 5 年経過（令和 3 年 3 月）後において、これまでの取組に対する評価・検証を行い、次のステップとしての計画期間や具体的な施策についての見直しの必要性を検討し、計画内容の改定を行うこととしております。

計画の終期は令和 8 年 3 月となっておりますが、次の理由により計画期間満了までに必要な実態調査等を実施し、令和 5 年度中に改定いたします。

1. 計画期間中の改定理由

- ①市内の空き家件数は、H30 住宅土地統計調査の結果から増加し続けていると推測される。（前回調査との比較…180 件の増、+7 ポイント）
- ②空き家が増加傾向にあることと同時に、空き家の老朽化や管理不全な状態が進捗していること、新型コロナウイルスの感染拡大により社会情勢や経済状況に大きな変化が発生している。
- ③現行の「空家等対策の推進に関する特別措置法」は平成 26 年に施行され、施行後 5 年後に見直しを行うことが附則で定められており、令和 3 年度中に通常国会で改正法案の提出が予定されており、改正法案の内容を反映して効果的な取組を行っていく必要がある。
- ④本計画の上位計画である「丹波市住生活基本計画」の見直しを令和 4 年度に予定しており、連携を図りながら進める計画とする必要がある。
- ⑤他市の空き家対策計画と比較して計画期間が長期間である。（県内近隣市町の 80% は 5 年間）

2. 改定版の策定に必要な作業

- ①自治会への空き家情報提供依頼
市内自治会（公営住宅等で組織されている自治会を除く）に対し、自治会で把握されている空き家等の情報（所在地、構造、用途、管理状況、所有者等）の提供を依頼。
- ②市内全域の実態調査
自治会からの情報提供や水道の閉栓情報、前回調査（H27 年 8 月）のデータを元に、調査員による実態調査を実施。
- ③現行計画の評価、検証
空き家等対策審議会で、これまでの当該計画に基づく取組の評価・検証を行い、改定版に盛り込んでいく。
- ④所有者等への意向アンケート
②の実態調査で把握した空き家等の所有者等に、空き家の管理や今後の活用等について、アンケート調査を実施。
- ⑤改定版の骨子案、素案の検討
空き家等対策審議会が改定版計画の骨子案、素案を検討する。

3. 改定版の策定スケジュール

年度	月	審 議 会	実態調査、アンケート等	備 考
R3 年度	9 月		・自治会への空き家情報提供依頼 (10/29 まで)	前回実施… H26 年 6 月
	10 月	・改定版策定作業の確認 ・空き家対策の取組状況確認		
	2 月	・自治会からの空き家情報提供状況報告 ・実態調査内容検討		
R4 年度	6 月	・施策の見直し検討 ・実態調査内容検討		
	9 月		・実態調査業務着手(業務委託)	
	10 月～ 12 月	・所有者アンケートの内容検討	・調査員による実態調査の実施	前回実施… H27 年 10 月
	2 月		・現地調査報告書完成 ・空き家データベース化完了	
	3 月	・実態調査結果報告	・所有者アンケートの実施	
R5 年度	5 月	・改定版素案の検討		
	6 月		・パブリックコメント(意見公募)の実施	
	8 月	・パブリックコメントの結果検証 ・改定版の最終確認		
	9 月		・市議会へ報告	
	10 月	・市長へ答申 ・改定版策定完了		